

1971年6月17日第三種郵便物認可(毎月六回5の日・0の日発行)  
SSK 無何有郷通信 2022年11月28日発行 SSK増刊通巻第5808号

SSK

むかうのさとつうしん  
社会福祉法人上州水土舎  
LETTERS FROM NOWHERE  
知的障害者施設水土舎  
2022年11月28日

# 無何有郷通信

増刊通巻33号



スウェーデンYokkmokk町の

サムハル(寒春)の施設長Yolandaさん

## お歳暮特集号

◇基調講演及び問題定義 東京大学社会学部助教税所真也

成年後見を考える一生活支援からみた身上監護・財産管理一

◇後見制度の社会化をめぐるシンポジウム。事例に添った学習会。

税所信也東大准教、高木博敬医師、弁護士宮澤哲哉弁護士、水土舎職員



# 赤城屋

## Akagi-ya Wurst Ham

Der Metzgerei aus Munchen nach Akagiyo  
Weiße Rose/Rote Burg

富岡市後賀723-7

Phone 0274-64-1254 / E-mail akagi-ya@xp.wind.jp

 黒毛和牛本味のやわらかさと芳醇な風味を  
燻金に閉じ込めた逸品です。

**煙釜焼き  
ローストビーフ**

【原材料】黒毛和牛、塩、胡椒、酒、砂糖、唐辛子  
【内容量】1kg

### 群馬県産 上州牛モモ肉の大きなハンバーグ

上州牛のジューシーな旨味と豊かな味わい深さが凝集されています。



**群馬県産  
上州黒毛和牛サーロイン・ローストビーフ**  
旨の中でとろける旨味と芳醇な味わいをご堪能下さい。

【原材料】黒毛和牛、マーブルローストビーフ(200g)、野菜、洋風ソース  
【内容量】1kg

**群馬県産  
黒毛和牛モモ肉ローストビーフ**  
やわらかな内質と肉に閉じ  
込められた旨味をご堪能下さい。

【原材料】黒毛和牛、モモ肉(200g)、野菜、洋風ソース  
【内容量】1kg

**群馬県産  
上州牛モモ肉ローストビーフ**  
人気のローストビーフです。  
ジューシーな旨味をご堪能下さい。

【原材料】上州牛モモ肉(200g)、野菜、洋風ソース  
【内容量】1kg

# 〇オンライン学習会「成年後見を考える—生活支援からみた身上監護・財産管理—

## 【講師および話題提供】

税所真也さん 東京大学文学部助教

宮澤哲哉さん 弁護士

宮澤法律事務所（群馬県高崎市）

高木博敬さん 医師 西毛病院院長

金谷透（社福）上州水土舍理事長

赤岩順二 水土舍職員 大学教員

## 【日時場所】

令和4年3月4日（金曜日） 13時～15時

オンライン形式（Zoom）+上州水土舍（群馬県富岡市）多目的室

## 成年後見の社会化の望ましいあり方について—身上監護・身上保護に焦点をあてて—

### 基調講演及び問題定義

東京大学社会学研究室助教

税所 真也

私は、10年程度成年後見を利用している関係者から話を聞きながら、

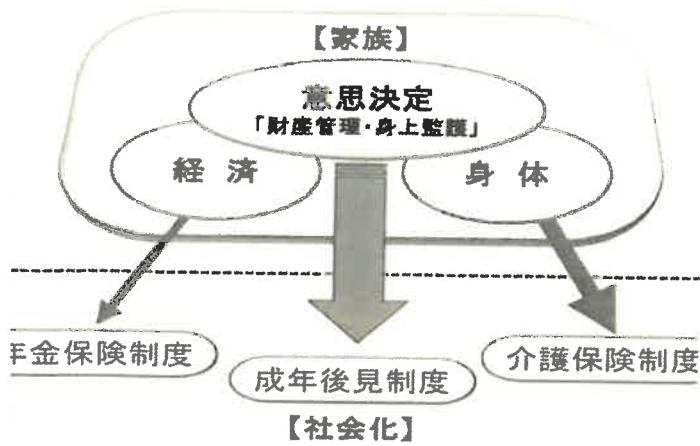
何が問題なのか、どのようなありかたが望ましいのか考えてきました。大事にしているのは生活者の視点ですでので、法学ではなく社会学から見た成年後見ということで、今回は現場目線でのお話をさせていただきまます。

成年後見制度に望まれるのは、判断能力の不十分性という個人の不足を、個人の問題ではなく社会制度によって補い、不便を解消するという考え方方に立ち、誰もが必要に応じて使うことのできる制度に作り直すことが判断能力の不十分な方々の代理的な発言・代行の制度的な保障であるならば、それを社会で整備するのは重要なことです。しかしながら、成年後見制度を利用した結果、権利擁護が、逆に権利侵害につながってしまう例もきかれるようだ、一方で制度に対する慎重論も根強いのが実情です。

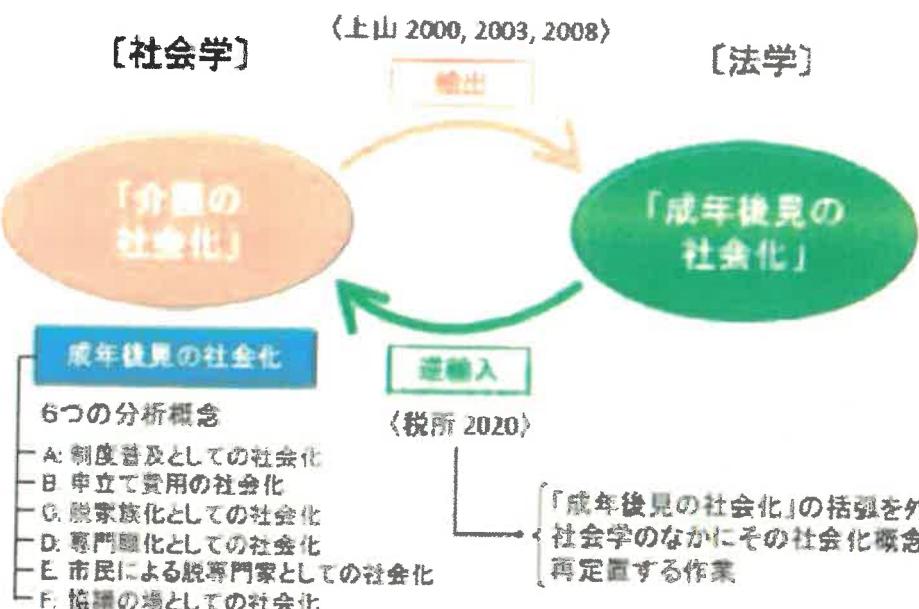
で行う決定に主眼を置くのではなく、他者の自己決定を周囲の人々が尊重し実現しようとする態度・関係・組織こそが重要になります（江原2002：197-200）。判断能力が不十分であることが問題なのではなく、本人が決めたことをじいまで汲み取り、支援できるかという支援者側の態度こそが問われるべきであり、（寺本 1999）。「障がい者が自己決定できない場合があると言いたてる前に、『じいまで自分に当事者のメッセージを受け取る能力が育ってきたか』をひねに聞くべき」（中西・上野 [2003]2004: 41）だという社会学者の言葉は後見人の支援においても当てはまるものです。

協議の場の社会化とは、いわゆる本人の意思というものが、本人にかかるアクトナーのなかで、独自に立ちあがるものである」とから、そうしたアクトナーを通じて表現され、浮かび上がる本人の意思を、後見人を含めた支援者間ですり合わせていくことが大切である」と、そして本人の意思を協議する場が設定される」とが想定されるべきだといつても提起するものです。

また、生活支援の社会化とは、後見の運用面において、後見人に上記のような支援的態度を要求していく人に求められる役割を、財産管理・身上監護という二元論で議論するのではなく、それらを両者を包摂する概念として、生活支援という観点を



おき、そこから後見人の支援のあり方を考えいくべきではないかといふ主張を込めて論じた言葉です。現場で生活者に寄り添う支援者にとっては、財産管理や身上監護より先立つものが本人の生活をまわしていくための生活支援であり、そうした観点から後見人の位置づけを見直すこと、成年後見制度のいまとは異なる、べつのかたちがみえてきます。学習会では、参加者とともに、こうしたことを議論したいです。



それでは私のプレゼンを始めます。法律専門ではなく社会学の立場から、こんなことを考えてきたということをお聞きいただければ幸いだ。

### 成年後見制度は、権利擁護制度の

一つであることは疑いえない。しかしこれが権利侵害に当たってしまうことがある。

知的障害・認知症高齢者の方を支援するとき支援者がどういう立場で支援すべきかをいくつか引用した。読んでみると、知的障害者を支援するうえでは、知的障害を抱える一人一人が自身で行う決定に主眼を置くのではなく、他者の自己決定を周囲の人が尊重し実現しようとするとする態度・関係・組織こそが重要になる。これは判断能力が不十分であるというのを本人が解決すべきハードル・ハンデキャップとして考えるのではなく、周囲の在り方

によつてその障害の在り方・現れ方が変わつてくるという、いわゆる社会モデルという言い方になるのだが、それに基づくものだ。こういった考え方方が社会学的な考え方だと思う。

## 図 報告者のこれまでの研究内容

医学におけるリハビリテーションで、本人が解決していく課題から社会の方の課題として受けとめていく、それでハンディキャップを解決していく。判断能力が不十分であることが問題なのでなく、本人が決めたことをどこまでくみ取り支援できるかといふ支援者側の態度こそ問われるべきである。障害者が自己決定できないと言ひ立てる前に、どこまで自分が障害者当事者のメッセージを受け止める能力が育つてきたかといふことである。後見人にも当てはまるものだ。しかし成年後見制度には残念ながら成年の支援にも當てはまるものだ。しか

の姿勢が望ましいと語られることは、制度上、そういう後見人

あつたとしても、担保されないまま制度が走り続けているということは大きな問題点なのではないかと思う。だから権利擁護の制度が権利侵害につながってしまうというのは、後見人の側の聞く姿勢というものがそこまで担保されきれてないからだ、と社会学のうえでは考えている。

後見人は誰がやるのがいいかということを、私なりに社会学の立場から検討してきたので、今から2つの事例を紹介する。

#### 一つ目の事例は、知的障害者（重

度自閉症）の後見人が福祉専門職と対立し、裁判にまで至ったという事例。

これは、知的障害者本人の居住の場をめぐって後見人とトラブルになつた事例。複数の支援者による支援では、代弁者の役割をめぐって後見対立することがあり得る。今回の構図は福祉専門職と後見人および協力関係にある本人の姉の間で大きな対立が生まれた。本人の姉が、生活を

施設が丸抱えしていることに不満を抱いていた。そこで後見人を付けて本人を施設から連れ出せないか・他の生活場所に移せないかというようなことを考えたことから大きなトラブルになつたという事例だ。

#### 事例 法定後見（専門職後見）

事例の概要は、1980年から知的障礙者のグループホームを運営してきた社会福祉法人と本人の居場所・生活の在り方（意思決定）をめぐつて親族および後見人と対立した事例。

2011年に起きた。本人（A氏）

は、60代男性で重度の知的障害と自閉症がある。

本人は療育手帳▲判定の重度知的障害と自閉症があるが会話は可能。家族には県外で飲食店を営む両親と身体障害がある姉がいる。両親が亡くなり、地域で歩行者への暴力を起こすなどして家族の限界もあり1980年代から当該社会福祉法人で暮らして、すでに30年以上社会福祉法

した生活を壊してまで本人の居場所・生活を変えることがどうなのかということを問われていた。両親が亡くなり、本人に弁護士の後見人（C氏）がついた。申立人は本人の姉（当該社会福祉法人の理事長（X氏））との関係性が悪くなり距離をおいていた）。姉は本人と近いところで暮らしたいということで本人の居住施設を変更したいと訴えた。弁護士は姉の言い分を聞いて本人の居場所を移すよう手続きを進めた。

社会福祉専門職（X氏）は、当該法人での暮らしを本人が望んでいると信じていた。ここで本人は喜んで生活しているのになぜ移すのか、といふことで福祉法人の理事長（X氏）は話し合いの場を持とうとしなかつた。後見人が住所を移そうとして施設に来た時も、本人の身柄引き渡しを拒否した。後見人は身柄を引き渡すように迫つて何度もやり取りがあつた後、最終的には人身保護法の人協力が得られず本人との面会も選任

の先駆者のB氏の仲介によつて解決が図られ、人身保護請求は取り下げられて引き続き当該社会福祉法人で本人を守るために、という言い分があつて譲らなかつた。結局どう解決されたかというと、大阪の障害者運動の元祖（X氏）は、専門職の理事長に対しても訴えた。つまり社会福祉法人がこの本人の心身を拘束していると捉えた。福祉法人の言い分としては、本人が連れ去られるのを防ぐため、本人を守るために、という言い分があつた。福

祉法人の理事長に対しても訴えた。つまり社会福祉法人がこの本人の心身を拘束していると捉えた。福祉法人の言い分としては、本人が連れ去られるのを防ぐため、本人を守るために、という言い分があつた。福

祉法人の理事長に対しても訴えた。つまり社会福祉法人がこの本人の心身を拘束していると捉えた。福祉法人の言い分としては、本人が連れ去られるのを防ぐため、本人を守るために、という言い分があつた。福

祉法人の理事長に対しても訴えた。つまり社会福祉法人がこの本人の心身を拘束していると捉えた。福祉法人の言い分としては、本人が連れ去られるのを防ぐため、本人を守るために、という言い分があつた。福

かつた。後見人はこれをどう見たか  
というと、姉の意見として、①本人  
は自由に施設を移動できる自由があ  
るはず。②なぜ他の施設での生活の  
可能性も試すことができないのか。  
③本人の金銭が施設でどのように管  
理されているか不透明で不安に感じ  
ていた。

また、施設側は金銭トラブルや横領  
が心配されたが適切に管理されてい  
た。虐待等もなかつた。というのが  
最終的な結論だつた。

しかし、福祉専門職（理事長）の  
側でも、しつかり開示する努力を欠  
いていたというのも事実で、この不  
安を解消するような努力はしなかつ  
たといえる。

後見人として認識不足だつたのは、  
自閉症のことやその対処の仕方（生  
活の場を安定させるには長い時間が  
かかり、それを安易に変えるのは大  
変な苦労・困難を伴い場合によつて  
は不安全行為が再び出てきてしまうと  
いうことまでは弁護士としては知識  
不足だつた。ということもあつた。

結果として本人は今も当該社会福祉  
法人で暮らすことになり、後見人と  
月に一度会計上のやりとりを行い、  
夏に年1回訪問を受ける程度。

これで、メデタシメデタシでよい  
のかという議論の要点としてある。

福祉専門職には、後見人が本人の  
意思に反して本人の生活の場を変え  
ようとしているように思われた。福  
祉専門職の反発もあり、本人を交え  
て後見人と、本人の意思決定と生活

のあり方について協議する場が持た  
れなかつた。この協議する場という

ことがとても大事だと思う。成年後  
見という身上監護・身上保護と意思

決定・財産管理を社会化するとい  
うことにおいては、それを皆に聞いて

いくということが内在しているはず  
だと考えられる。これまでそれは

特定の親族であれば親族、皆さんの  
事例であれば兄によつて握られつつ  
あるのだと思うが、それを、成年後

見を使うことによつて社会を開いて  
いくケアのマネジメントとかをみん

なで議論するものにしていくことが

成年後見の社会化だとすればこの協  
議する場が設定されることが前提だ  
と考えられる。

また、本人の意思のとらえ方に福祉  
専門職と法律専門職との間で違いが  
みられた。福祉専門職は本人の意思  
はある、ここに住みたいと言つてい  
るし表情を見ればわかると考え、法  
律専門職は、それは鵜呑みにできな  
いのではないかというわけだ。

身近で暮らす福祉専門職のA氏が  
どのように見ていたかというのを紹  
介してみると、この本人は、テレビ  
の漫才に興味を示す。知つていて音  
楽が聞こえると、例えば「これはキ  
ヤンディーズだな」などと反応する。  
予定を伝えておかないと混乱する。

嫌な時には嫌とはつきり言うので明  
確な意思がある。数年前障害者向け  
のコンサートに本人が姉と一緒に行  
くのに同行した際の様子は、姉と一  
緒にいることに照れている様子だつ  
たが嫌がつてているという様子もなか  
つた。姉が親身に心配している様子

もうかがえた。姉が近くで暮らした

いという率直な気持ちが感じられた。  
ということで、この時点での兄に對  
する印象は理事長とは若干異なつて  
いた。本人も姉と暮らしたいという  
気持ちがないわけではないとみられ  
ていた。日曜日に何をしたいのかと  
尋ねると、ドコドコに行きたいとは  
つきりと述べる。これは明確な意思  
があるといえる。多くはA氏が育つ  
た場所の近くに行くことを希望する。  
そこは車で30分くらいの場所だが  
時折失踪し、それらの場所の付近で  
発見されることもあつた。そういう  
ことがあつてもグループホームへ帰  
ることを拒否したことは無い。した  
がつてA氏がグループホームを自分  
の家であるとわかつていて、時には  
自分の生まれ育つた愛着のある場所  
を訪れる気持ちが高まることはあつ  
てもグループホームがいやであると  
いうことは無いということだ。A氏  
は事前に伝えておけば旅行に行くこ  
とや新しい場所で作業を行うことも  
可能であるということで、パニック

しい生活を試してみると、何よりも立派な立場の者で、X氏によれば、本人A氏のそばで過ごしたいという気持ちは本人の立場に立った親身なものではないと受けとめられていたわけで、ゆえに福祉専門職は姉の気持ちを避け本人を保護したいと認識していたのだが、Y氏によれば本人は姉と会うことは楽しんでいて、本人の意識をめぐつてどうしたいのかという意味では、必ずしもホームにいることが全てではないというように、Y氏の考えは少し異なつていて異なる見解がみられたことがわかった。

**福祉専門職と法律専門職との、本人意思の扱いの違い**が大きなすれ違いが生まれていったところに問題が伏在していた。福祉専門職は本人の意思があると言っているので、その本人の意思の扱いが法律家とは違っていた。

支援における情報源という意味でも問題があつたと考えられていて、本人の意見を後見人が直接面会で確認することはできなかつた。その理由としては、親族（姉の親族）によって申し立て手続きがなされた当初から福祉専門職が非協力的で敵意がみられた。後見人は施設の方の協力が不可欠と思いながらも本人と会うことことができなかつた。後見人が本人の意思を推定するための情報源は、唯一の親族の姉に絞られてしまつて、この事例は、いくつものパターンでできるかについて、福祉専門職は、本人に会つていない後見人と、年近くA氏と会うことがなかつた親族（姉）には本人の意思は分からないと考えた。後見人は本人の意思を知るために、親族と福祉専門職の双方の意見を知る必要があると認めつつ、実際は福祉専門職X氏との関係が良好でなかつたために、A氏とA氏をよく知る福祉専門職Y氏に会えず、親族のみの意見から本人の希望というのは施設を移ること・生活の場所を動かすことだと主張せざるを得なかつた。

人身保護請求までいつてしまつたのは、一度施設から本人が出てしまつて戻つてこないという危機感を理事長は感じていた。本人にとつて何が望ましいことなのかという、最善の利益をめぐつておきた専門家同士の対立であつたのかなど総括できる。この事例は、いくつものパターンが考えられる。今回の事例は、福祉専門職と親族の意向を受けた後見人が対立した図式でしたので、図（福祉専門職と第三者後見人・親族の間に線がひかれる）福祉専門職が後見人と親族との意向に衝突・対立する事案です。今回の事例からこういったことは他にも考えられて、親族と福祉専門職が（結託して）同じ方向を向いていて、後見人が孤立するといふこともあり得るだろうと思う。あるいは後見人と福祉専門職が結託して親族が孤立することもあり得る。

本人の意思が不明瞭（判断能力が不十分）というのは、本人の主体性が揺らいでいく中でそれがどういう見度の社会化に込められたものだったのではないか、本人の処遇を皆で協議していくということだ。

本人の意思が不明瞭（判断能力が不十分）というのは、本人の主体性が揺らいでいく中でそれがどういう見度の社会化に込められたものだったのではないか、本人の処遇を皆で協議していくことだ。

本人の意見が不明瞭（判断能力が不十分）というのは、本人の主体性が揺らいでいく中でそれがどういう見度の社会化に込められたものだったのではないか、本人の処遇を皆で協議していくことだ。

本人の意見が不明瞭（判断能力が不十分）というのは、本人の主体性が揺らいでいく中でそれがどういう見度の社会化に込められたものだったのではないか、本人の処遇を皆で協議していくことだ。

つてはいる。だからこそ本人の意思がどこにあるのかというのには多角的に関与するアクターを集めてとらえていかなければならない。それで本人のケアマネージメントを協議する場で本人の最善の利益を導き出すことが必要である。ただ、そこで得られた最善の利益というのもあくまで現時点の最善の利益であって、その制度関係アクターが集まつて協議する場が再設定されて導き出されていくものだとすべきだ。

### 事例 任意後見（市民後見・法人後見）

生活協同組合（成年後見ワーカーズコレクティブ）市民による法人後見の事例

こちらの事例は、後見制度がリスク（権利侵害）をはらむ危険な制度ともいえるので、既存の制度をどのように使えばいいのかを考えたときに、私が出会ったのがこの福祉クラブ生活協同組合の成年後見サポート・ワーカーズ・コレクティブの事例で、

つてはいる。だからこそ本人の意思がどこにあるのかというのには多角的に関与するアクターを集めてとらえていかなければならない。それで本人のケアマネージメントを協議する場で本人の最善の利益を導き出すことが必要である。ただ、そこで得られた最善の利益というのもあくまで現時点の最善の利益であって、その都度関係アクターが集まつて協議する場が再設定されて導き出されていくものだとすべきだ。

それをご紹介します。

専門職後見の事例は身上監護・財産管理の事務手続きに徹して、ただの事務管理者であるという、身上監護や身上保護や見守りとかそういうものが全くなくてどうなのか？

見守りが実行可能とか、支援者側の喜びや生きがいにつなげることが可能なといわれている。市民後見が主流化していくとよいというのがおそらく厚生労働省が目指していく道ではないかと思うのですが、実際にはほとんど選任されていないが、期待は寄せられている。

### 福祉クラブ生協とは

福祉クラブを紹介すると、「自分たちが受けたいサービスを自分たちの手で創り出す。」「自分が払いたいと思える価格で自分が受けたいサービスを創り出す。」という地域最適福祉、つまり、自分たちが必要とするサー

ビスを、自分たちの手で、適正な価格で受けられるようにしようという

一つの生活協同組合がホームヘルプサービスを提供しデイサービスを提

供し、なおかつ成年後見のサービス

を提供するということで、重層的な

監護や身上保護や見守りとかそういうものが全くなくてどうなのか？

原理でささえられた共同体で、メンバー間同士の連帯と互酬性の原理でそれが実現している。なので、メンバーシップというのが重視されている

度関係アクターが集まつて協議する場が再設定されて導き出されていくものだとすべきだ。

これが実現している。なので、メンバーシップというのが重視されている

どんな意味があるのか？ということがある。それを得意としているのが

市民後見人と言わせていて、手厚い見守りが実行可能とか、支援者側の喜びや生きがいにつなげることが可能なといわれている。市民後見が主流化していくとよいというのがおそらく厚生労働省が目指していく道ではないかと思うのですが、実際にはほとんどの選任されていないが、期待は寄せられている。

実際の事例ですが、本人は78歳の方で、要介護1の男性で、妻と高齢者向けの優良賃貸住宅で暮らしていく、妻は特養に入所中。子供はなく親族に実兄と妻の弟がいます。大手電機メーカーを定年退職し、収入は年金の21万円程度、預貯金は五百万程度ある。もともと福祉クラブ生協の組合員で、家事支援というホームヘルプサービスとデイサービス

が大事だということです。専門職が持つパートナリズムが確かにあるの

で、それは後見でも同じだと考えている。

実際に会ったときには、妻に会いたいという場合には付き添つて行くなど、いわゆる手厚い見守りを市民後見だから可能になつてているということが形になつて表れてくるのだと思う。私がこの事例からどのようなことを考えたか

ということは、成年後見人の役割と言われる。そして事実行為は行わないといわれるのだが、実際にワーカー（後見人受任者）というのは、通

院介助とか服薬管理、台所の片付け等、専門職後見人ならば役割とはしない事実行為をやっている。それはなぜそのようなことをやるのかと思つていてると、彼らも分かっているわけです。市民後見人としての研修も受けているし、中には司法書士や行政書士の資格を持つてこのワーカー・コレクティブに参加している人もいるので、それが本来の後見人の仕事ではないと知りながらやっているのは、目の前で困っているのを見たらそれは仕方ないと思っている。

この生協の事案を見ると、「私たちはこの人の生活支援をしたいのだ、生活支援をするために身上監護や財産管理を行う必要があつて、後見というサービスを提供するに至つただけ」で、原理原則だけの後見人になりたくてやつていてるわけではない、生活支援をやりたいために後見制度を利用しているだけだ」ということでした。そう考えると、生活支援をしたいから後見をしているというような発想の逆転かなと思いました。

等、専門職後見人ならば役割とはしない事実行為をやっている。それはなぜそのようなことをやるのかと思つていてると、彼らも分かっているわけです。市民後見人としての研修も受けているし、中には司法書士や行政書士の資格を持つてこのワーカー・コレクティブに参加している人もいるので、それが本来の後見人の仕事ではないと知りながらやっているのは、目の前で困っているのを見たらそれは仕方ないと思っている。

基調講演終了、後質疑応答

## 2 ある現場の事例

◎事例報告 金谷理事長

金谷理事長の事例説明は後段の事例報告を参照。

### 事例へのコメント 税所さん

今回の学習会は、成年後見について皆で考えるというよりは、起きてしまったこの事例についてどのように対応していくべきかを検討する会とと思う。しかしこれからお話しすることは、直接この事例に結びつかないのだと思つた。

希美さんと静さんは水土舎で生活してきたが、なぜ、そのお母様のことについてまで水土舎さんで管理する防げないというお話だったので、柚子さんの同意書を付けて代理権の審判の申立てをすることが可能ではないかと思いますが、そのことは検討されているか後ほどお教えください。

成年後見をめぐる動きからすると、

「パーソナルアシスタンス」というのもあつて、知的障害者の方も軽度であれば任意後見を利用するという選択肢が可能であれば、法定後見人として誰が選ばれるかわからない

今伺つたところ、この柚子さんは、独り暮らしをしているのか、お兄さんと一緒に暮らしているのかわからぬ。以上です、ご清聴ありがとうございました。

第三者の立場からすると、社会福祉法人が当事者本人だけでなくその家族であるお母さんのことまでとなると、なぜそこまで丸抱えしているのかというのが、客観的立場からするとなかなか理解できないのかなと思うので、なぜ意見聴取される機会も得られなかつたのかが一つ大きな問題なのかもしれません。

お兄さんが一緒に暮らしているのであれば、同居しているお兄さんの意見を重視するのは当然のような気がする。(編者注、申立てが受理され以降で初めて廻子は兄に引取られた。)

水土舎が関わった20年間では関係は皆無だつた。夫正直入院後の数か月間だけ独居だつた。)

希美さんと静さんは水土舎で生活してきましたが、なぜ、そのお母様のことについてまで水土舎さんで管理する防げないというお話だったので、柚子さんの同意書を付けて代理権の審判の申立てをすることが可能ではないかと思います。

あと、金融機関との代理権が一部ついていないことで、経済的虐待を防げないというお話だったので、柚子さんの同意書を付けて代理権の審判の申立てをすることが可能ではないかと思いますが、そのことは検討されているか後ほどお教えください。

いとこもあると思いますがご了承ください。

しかし一言だけ、今回の事例を私がどうとらえたかというのを申し上げます。

後見に偏りすぎているのを保佐や補助にしていこうということなので、判断能力が保佐相当であるのにそれを後見にしようというのはおかしな話もある。支援の在り方・残存能力の活用ということを考えると、保佐補助にするのが可能であるのであればその方が支援として望ましいといふこともあるので、そういうことも含めて考えるとなかなか難しい事例だと思った。

### コメント 宮澤弁護士

これまでの説明でもあつたように、裁判所の決定がだいぶ遅かったというのは事実としておく。審判が出るのがなぜ遅れたのかということを、皆さんも疑問に思つてゐると思う。想像のレベルになるが、まず申立人自身の能力という問題。実質的には邦夫さんと依頼した人たちが争つたというような経緯があるのであらうと思われる。形としては、被後見人として申立てされたご本人の能力自体も、自分で管理できる部分もあるの

だということでも争い、大きく2か所で争つたことがあるのでその点で、裁判所が慎重に判断したのだと思つてゐる。

### 水土舎金谷理事長

申請に家庭裁判所に行つたのは、申立人と、こちらが立てていた後見人候補の司法書士さんです。その後見人候補の司法書士さんがいる前で、この事例については障害者虐待の事案であるから弁護士さんが後見人としてかかわるのが相当であるから家庭裁判所で責任をもつて適当な弁護士をどなたか見つけますよという意見だつた。2021年2月18日

それがなぜ土壇場で保佐になつてしまつたのか。その時宮澤さんにお聞きしたのは、最後の医師の精神鑑定の中に、後見相当ではなく保佐相当あるということで、改めて鑑定を行

### 宮澤弁護士

今回の被保佐人の方の能力について、特に慎重に判断をする必要があるということで、認知症の方と違い知的障害者の鑑定の場合は非常に複雑なので、かなり周りの人の意見に左右されることがある。その鑑定書はどのような形で出されたのか?

### 水土舎金谷理事長

こちらには、ぜんぜん相談もヒアリングも一切無かつた。

出てくると私は想像していたが、案の定出てきた。月々マイナス16万円という彼らの言い分（裁判所の調査官2名が書いている2022年1月13日に出した

### 水土舎金谷理事長

今更という感がある。被保佐人の申立を受理した段階でその問題はクリアされていたと思う。でなければ申立ては受理されていないはずだ。

### 高木医師

知的障害者の鑑定では、本人が「～できない」と判断する場合、本人だけで判断するのは非常に難しい。介護している方や周りの方の意見を聞きながら診断書がつくられるに、医師が誰の意見を参考にしてその鑑定書を書いたか、ということがある。認知症の方と違い知的障害者の鑑定の場合は非常に複雑なので、

気になるのは、「日常的には、金銭の管理は兄に頼っていることなどを総合してみると」の、兄に頼つているという部分が引っ掛かります。結果的には、「援助なくして財産を処分する能力に欠けている」と判断されているので、この「兄に頼つてている」という部分が気になるので、お兄さんは「兄に頼つていている」ことによるところになつたのではない。これは全くの捏造だ。

### 宮澤弁護士

それもあるかもしれません、「中程度」というところを裁判官としてはとらえたのかなと思う。

### 水土舎金谷理事長

「金銭の管理を兄に頼つてている」

というのは、全く皮相な見方だ。かなりのお金が出てしまっていると思う。なぜ20年の関係を築いてきた我々のところには聴取が1回もなかつたのか解せない。裁判所は、当方には聞き取りをしてくれないのか？

### 宮澤弁護士

### 水土舎金谷理事長

我々は希美一家に20年以上の家族ぐみの支援をしてきてるのに聴取がなかつた。非常に不公平で偏った見方を基調にした調書だ。

### 宮澤弁護士

さつきと同じ話になりますが、「ご本人のところで確認するということになると思うので、長年関わつてき

たという点をどのくらい見てるか

というのは、裁判所の判断なので、本當のところは裁判所に聞かないと思ふ。実際に判断した裁判官の判断、あるいは調査官の判断ということだと思う。

### 高木医師

患者さんを身近に見ていると、生

必要があればもちろん聞くと思うのですが、基本的に、申立人の方がどれだけ支援が必要な人なのかという視点で判断するので、その方側から情報-mainにすることはあると思う。

### 宮澤弁護士

両者ということですが、訴訟などでは、二当事者対立構造という、双方対立している人たちの主張の立証を前提に判断するというのが裁判のやりかたですが、訴訟とは違つて、後見など家庭裁判所の判断は、裁判所が後見的な立場で判断するという手続きなので、お互の主張を前提として真実を発見していくという考え方ではない。裁判官は水土舎側の意見聴取は不要と考えたのだろう。大抵の事例だと思います。ありがとうございました。

### 税所さん

高木さんの鑑定書のチェックは、後見相当というチェックを入れたと解してよろしいのですか？（高木さん、同意）

この事例は、「仲間」これがキーワードだと思いました。だから、共同体という言葉を一番大事だと追つているのですが、水土舎さんも共同体ですね。生活協同組合も共同体です。この社会福祉法人の理事長も自分たちは共同体だと思っている。その中

客観性を重んじるということにはあまり重きを置かないのか？最低でも両論併記だと思うのだが。

活支援が非常に重要で、障害者が住みやすい環境を我々健常者が作つて生活しやすくするという考え方に基づいてまして、先ほどの発達障害の事例もそうですが、本人の生活のしさらさを、いかにパニックにならないよう作つていくかということを、我々は考えているわけで、どうしても、それにマイナスになる環境や突然に予定変更すればパニックになるだろうなというようなことを見ながるやつててるので、どこまで他者が踏み込めるのか難しい。この事例は大切な事例だと思います。ありがとうございました。

で支援も成年後見も考えていたのに、突然外から選ばれた後見人が入つてしまって、代理権をもつて色々とやつてしまふと、崩れてしまふということだと思います。キーワードはそこ的一部分だと思う。

### 宮澤弁護士

非常に興味深く聞いた。私も、協議という言葉は大事だと思います。いろいろなところで協議の問題があると思うが、法律専門職について、逆に、法律専門職以外の人の偏見を感じることが私にある。この後見の問題でもそうなのだが、弁護士は福祉の方たちに比べれば明らかに福祉について、当然素人で知識が全然足りないということだけは間違いない。我々もそれを自覚していて、いろいろな方と協力してこの人に最もよい支援の方法は何かというのを考えたいと思っている。代理権を持つている後見人であり、法律的にそれなりに知識があるということを前提に、そういう人をうまく使うという

発想で、偏見を持たずに協議・コミュニケーションをとっていくことを考えてほしい。この被後見人なり被保佐された方々の幸せをどうやって支援していくか、生活していくのにどうやつたらその人が心地よく生きていくのかということを支援する一つのツールだととらえてほしい。対立するとか敵視するとかそういうことはあまり建設的でないと思っている。

### 税所さん

弁護士の方々というのはクライアントの意見を聞いてそのクライアントの利益のために動くというのが専門職として求められること、原理だと思うが、知的障害者や認知症高齢者が、後見人にとってクライアントだと思うのだが、言語化することが

想定され得る様々なパターンを実際の事例に沿つてご説明いただき、頭の中ではこんがらがっている蜘蛛の巣が少し整理できそうです。ありがとうございました。

一つお聞きしたかったのは、利害の対立です、ゴネ得というか、儲かる人と明らかに詐取される人が出てくる。協議の場などの調整の仕方について、どのようにお考えですか？

### 税所さん

うまくできない方の弁護士業務・アドボカシー業務というのは、専門性非常に難しい質問だと思います。

本人の後見人なのだけれど姉の意見を聞いてしまうのは弁護士・法律家の業務上の進め方・特性から見てもそういうことがあるのかなというのが私の気づいたところだ。以上です。その支援が利用者のお母さんにまで及んでいるということに私はびっくりしました。家族のことまでをここまで丸抱えしている、それも無料でやっていることに、です。これは可視化されていないので、水土舎さんはアンペイドワークでこれをやっているわけですね。誰もそれにお金を伴っていると思っていない。それを、後見制度がついて後見人が行うようになると可視化されてペイドワークに転換するようなことになるわけですね。そう考えると、水土舎利用者さんの問題とお母さんの問題というの

は、家族が果たせない家族の役割のことを、水土舎さんが今まで果たしてきたわけで、金銭管理・銀行手続き・通院管理など無料で支援し無料で支援してきた水谷さんとして

みれば、儲からない自分たちが除外されて、遠縁の親族を優先して事態が進んでしまっている、というご見解だと思いますが、それを20年間の蓄積を全く知らない人から見ると、「一家四人の最大の利益をわかつて理解いるのは自分たちで他の人は分かっていないのだ」というような先ほどの図式が当てはまるところが出てくるわけです。家庭裁判所から見ると、なぜこの社会福祉法人が利用者のお母さんのことまで抱え込んでいるのかということが言われるかもしれない。ですから私としては、共同体として仲間としてやつていくこと自体としては賛成なのですが、お母さんがその共同体に入っているのかいらないのか、そこが微妙なところなのだろうかと思っています。遠縁の親族よりも共同体だということは、理念として掲げてこの研究を進めてきましたが、この共同体にお母さんはたぶん入るのだろうと思いますが、金谷さんはいかがお考えでしょうか。

## 水土舎金谷理事長

いろいろな社会資源について、お母さんに説明をして、お母さんが住んでいる市役所の包括支援センターとか福祉課などにいろいろと相談しています。サービスについても、こういったサービスがありますといったことをお母さんに説明しています。

このお母さんのお兄さんにも、柚子

さんが地域の中で、一人で生活しなければならないときにはこういうサービスがありますということを網羅的に説明しています。(例えば)買い物支援についても通帳からは2万円支出来ていたが、地域の移動支援サービスをつかえばほとんどお金がかからない、というようなことを説明しています。また、希美が最後亡くなる時も、緩和ケアというのは身のどちらかと思っています。遠縁の親族よりも共同体だということは、理念として掲げてこの研究を進めてきましたが、この共同体にお母さんはたぶん入るのだろうと思いますが、金谷さんはいかがお考えでしょうか。

も一緒に手をさすりながら励ましていました。これらの対応を、希美と静が所属する社会福祉法人が、もう

私の守備範囲ではありませんということは絶対に言えません。税所さんとカクシー会社に話を聞いています。カクシー会社が全部動けないということで、「それなら私が行く」ということで対応しましたが、

厚労省がやろうとしている地域生活拠点事業が中々進まず、各事業者間や各福祉サービス間の隙間が今どんどん広がっている、というのが現状です。ですが、ここに切り込めないで右往左往している。問題だと思います。

「ここから先は私たちの仕事ではないよ」ということでは、誰も手を出さない支援の落とし穴がたくさん出きて、今は、それが広がっているのではないかと思います。そこで、「やるかやらないか」というのは、制度やお金がどうだとかというのではないです。今までのかわり方の

でなどと線引きできません。手を引いた瞬間に支援はストップしてしまうのですから。

例えば、希美的最期の時、母親・妹を呼んでくれというときに(あらかじめタクシー会社に話をしておいたのですが)タクシー会社が全部動けないということで、「それなら私が行く」ということで対応しましたが、

その時、「私の仕事でないから他の支

援センターなどがやつてくれ」といふことになれば、お母さんも妹も病院に行けなかつたでしょう。それだからわりの中から、そんなドライな対応はできないし、それへの対価などは関係なくなってしまいますし、今回もゼロです。我々の事案で問題なのは、非常に低次元で恐縮ですが、突然出てきた親族の詐欺的搾取構造の温存です。裁判所がそれを許した。

## 税所さん

ありがとうございました。

今伺っていて、やはり金谷さんは、

希美さん静さん柚子さんを疑似的な一つの家族として考えていて、権限がどうだとかそんなことは関係なく、支援は自分がやらなければ誰もできないから支援するのだということです。支援されてきた。それで、現代社会というのが、あなたはどういう立場ですか、どういう権限を持つているのですかみたいなことをすごく細分化して追求してくるような社会ですので、今回の医療ホスピスでの連絡先が金谷さんに一本化できて本当によかつたように思います。一步間違えば、あなたは誰ですか・親族でない人には難しい、などという病院もあり得ると思います。そういう時に、遠縁の親族というのが一番厄介だと考えられて、今回紹介した生協の事例も、なぜ成年後見をわざわざ始めたかというと、組合員として暮らしてきた方が認知症を発症してしまうと、仲間としての共同体から零れ落ちて行ってしまうことが何度もあつたというのですね。どうしてかというと、本人が契約できなくなつてしま

化して追求してくるような社会ですので、今回の医療ホスピスでの連絡先が金谷さんに一本化できて本当によかつたように思います。一步間違えば、あなたは誰ですか・親族でない人には難しい、などという病院もあり得ると思います。そういう時に、遠縁の親族というのが一番厄介だと考えられて、今回紹介した生協の事例も、なぜ成年後見をわざわざ始めたかというと、組合員として暮らし

てきた方が認知症を発症してしまうと、仲間としての共同体から零れ落ちて行つてしまつことが何度もあつたというのですね。どうしてかというと、本人が契約できなくなつてしま

ますと、それを支援する者として遠縁の親族が呼び出されて、「遠縁の親族は何もわかつていらないから」「生協との契約はいらないよ。」とか、勝手に施設等との契約を結んでしまって、本人が考えていた生活とは全く違つた様な最後の生活を送ることになつてしまふ。そうなれば、本人を守れない・組合員を守りきれないということで成年後見が必要だと彼らは考へて、任意後見を始めた。ということを考えると、今回希美さんの件を

金谷さんが最後まで支援できたとい

### 赤岩職員

うことはとてもよいことだったと思ひますし、かといって、今後同じような事例が出たときに、そういう方に々に信頼できる後見人がついているといつたこともまた大事なのではなかつたり、つまり、後見制度を防御的に使うというか、遠縁の親族が表れ

この事例だけではなく、知的障害者が食い物にされてきたという形跡のある事例があり、「そういう連鎖のようなものがありそうだ」ということ、今回の件は、金谷にもわかつている明確な不正義があまりにひどかつたので、やむにやまれず…というところです。

反省としては、手続きの中で、知

的障害のある人とコミュニケーションする人や法律家が、普通の工程よりも手厚く裁判所などに伝える努力を得ます。

ですから、この柚子さんにも事前

に信頼できる後見人や任意後見人が回振り返つてみると、ちゃんと伝わったといふことが反省できましたとおも今後同じようなことが起こりうるかもしれないということで、後見制度を防衛的に使う・(遠縁の)親族から守るために、第三者後見人を使つていくということが、そうした場面では有効になつてくるのだなといふことに気づかれます。

それではここで、ズームで参加している方から質問が来ていますので、ご紹介します。①後見制度を利用するのにあたつてのメリット・デメリットとか、後見人には医療判断はできないとか、後見人として何を大切にして利用者とかかわっていますか、という質問がありましたので、小沢さん、いかがですか。

う感じがあつて、その点について今回振り返つてみると、ちゃんと伝わったといふことが反省できましたとおも今後同じようなことが起こりうるかもしれないなということが反省であります。一般的な家族共同体でお母さんを支援するというのは、お母さんに加えられるスキルというのは定義するうえで専門性があるという事例であるととらえていて頑張つている次第です。

### 小沢洋一さん

私は講師の方の「社会化」のことに関心があつて参加させていただきました。私は変人の後見人かもしれないので、当たり前のようになつていているので、職業後見人もいろいろ

ろな方がいるので、やらない人もいるでしようけど、私のように、税所さんの言われる最後の中の3つの外側を目標にやっている後見人も、中にはいますよというそれだけです。昨日・一昨日も救急搬送の方に二日間付きつきりでしたので、そういう意味では法律でやるべき行為をかなり超えているのですが、やる人がいないのでやるしかないという、皆さんの法人と同じ考え方です。以上で

いためにやるべき行為をかいつた意味では法律でやるべき行為をかなり超えているのですが、やる人がいないのでやるしかないという、皆さんの法人と同じ考え方です。以上で

突然ですが、この辺について質問があつたときに、どのようにお答えしているかアドバイスをお願いいたします。

### T町福祉課 園部さん

今日は貴重なお話をありがとうございました。

メリット・デメリットは今までの話にもあつたと思いますが、メリ

ツト的には、判断能力がないことで適切なサービスが使えない方の契約がスムーズに行えるということと、その都度の委任状がいちいちいらぬこと。あとは、本人を様々

な不利益へ落とすということから守ることができます。デメリットとして、権利侵害を受ける場合や不利益になつてしまふ場合があるということや、専門職後見人の報酬や任意後見人も付けられた監督人の報酬について、後見人がついた後のことにいてなるべくお話しして、なるべく総合的に申し立ての要否を判断していただくようになります。また、医療的判断については、「いざ看取るか、どうか」というところまで来てしまつている人には、なるべく元気なこの意向とか、経済的に治療の継続ができるかできないかということなどであれば後見人でも話せることがあると思いますので、一人で決め

つては、障害特性とともに名簿登載要件としているところもあれば、そ

うことはしないで、皆で受けまして、あとは、弁護士会の規模にてまりで決まっている弁護士会もあります。弁護士会に推奨依頼することになります。ですから、弁護士会によればを考慮の上あれば、事前にうしたいかということをなるべく本と関係者の方と準備していくつては、障害特性とともに名簿登載要件としているところもあれば、そ

### 赤岩職員

次は弁護士さんに対するご意見・質問で、「後見人になる弁護士の方々は、あまりに障害者の特性に対する知識が乏しい方々が多い現実を行政も含めて認識していないことが多いです。本来、障害のある方々に対して、その方の生活が豊かになるよう、その人らしい生活ができるようサポートするものでなければなりません」

うの意向とか、経済的に治療の継続ができるかできないかということなどであれば後見人でも話せることがあると思いますので、一人で決め

ます。そのため、事務的にただ財産管理するだけでその人に寄り添つた活動ができるのではないかということについての質問ではなぜなのか。といつたご質問ですけど、千葉法テラスの弁護士の佐藤さんにコメントを頂けますか?

### 赤岩職員

ありがとうございました。

最後の質問は、グループホームの入居者で補助人がついている人がいるというよりも倫理カンファレンスのところを一緒に考えていただ

### 佐藤 法テラス弁護士さん

くことになると思います。もし、こ

とで、おそらく多くの各地の弁護士さんは、そういうところまで手が回っていないのではないかなどい

補助人の仕事が裁判所に対する報告だということは理解しているのです。が、本人に分かるように説明しないで、「裁判所に聞いてくれたらい」と杓子定規な対応を繰り返している。不信感は払拭されないのでないか。後見制度を利用されている方は基本的に年金収入のみという方がほとんどですが、資産に対して後見の報酬が高額な印象をうけていますというご質問です。

この方は、精神障害のグループホームに入居している方です。この質問に対して、こういう場合どうすればよいでしょうか。

精神症状が影響しているのかもしれません。

### 水土舎 金谷理事長

資産に対して報酬が高額という印象を受けているという点がポイントだと思いますが、水土舎の経験で言うと、自己破産をして被後見人となつた方の後見人は、約10年近く、家

庭訪問すら一度もやつていません。

我々が相談を受けて彼らの財産・収入支出を調べたところ、10年間関わってきた相談支援事業所の記載し

てはいた本人の家計簿が非常に杜撰だ

ったことが分かりましたが、この相

談支援事業所も一度も家庭訪問をし

ていませんでした。後見人さんも相

談支援事業所も、この件については

支援困難ケースだといって半ば以上

ネグレクトで放置されていました。

我々が父子から相談を受けて最初に行つたことが家庭訪問と家計簿の作成でした。そして後見人に赤貧洗うが如しの家計を見てもらいました。

後見人は、被後見人の父親が、彼の年金を完全に押さえてしまふので、相談支援事業所に頼んで4万円を年金として父子に渡し、年金残額の2万5千円を後見人が預かりました。

そこから数千円の医療費を除いた残金が年1回後見人の報酬として支払われていたのです。24万円くらい

更しましたが、たちまち五万円を父子に渡し、残金1万5千円が後見人管理に変更になりました。

今まで被後見人には仕事がなかつたのですが、たまたま福祉施設を利用できることになり、その福

祉施設では、昼食は百円で食べられ

るうえに工賃収入が入ることになり、減額になつた後見料1万円と合わせ

ると、月3万円くらいの余裕が生まれたわけです。これには後日談があ

り、相談支援を引き継いだ他の事業

所では直ちに被後見人の障害の再判定を行い、被後見人は福祉医療受給者証(医療費全額控除)を受給できま

した。今、彼はその施設に通いなが

り、相談支援を受けねばなりません。なぜ後

見人も以前の相談支援事業所も困難

ケースと放置し何も手を打つてこな

かつたのか、それが不思議で仕方な

いです。

後見人としてほとんど何もしていませんので1万5千円の後見料は不要です。けれども、制度が一度発動され

が付いたのですが、自己破産の置き土産で以降被後見人が死ぬまで後見は停止されません。不要なネグレクト後見という状態が続いています。

被後見人を受け入れている施設長がお母さんの葬儀に出かけたところ、

参加者はお父様と本人と彼の三人だけでした。葬儀は火葬だけ、後見人も当時の相談事業所も来ていません

でした。お父様に「どうして参列者が誰もいないのですか借金でもして

いるのですか?」と尋ねたところ「妻

が亡くなつても借金しているから親戚にも言えないです。」とこぼしてい

ました。それほど困窮していながら、

無益不要な後見が形骸化して続いて

おり、父子は今後もずっと後見料を

支払い続けねばなりません。なぜ後

見人も以前の相談支援事業所も困難

かつたのか、それが不思議で仕方な

いです。

を付けようとしません。後見料は不労所得ですね。仕事の全部は、年一回の報告だけですから。

### 赤岩職

司会の不手際で時間がかなり過ぎてしましました。金谷が説明した具体的な事例について、私なりに具体的アクションプランを考えてみました。

◎年金が入る通帳については、保佐人の代理権の及ぶ範囲とする。

◎保佐人から後見人に変更する。

今後の長期の生活や同年代の人たちとの交流や、できる仕事に就労するという観点から社会福祉法人のグループホームへの入居で居場所を確保しつつ、できることをしてやりがいを得つつ、自立した生活が継続できるよう相談支援していく。状況は難しいのですがいくつかのプランを思いつきました。

最後のことについて、社会福祉法人水土舎の社会福祉の制度設計に基づいてそれをやるところなるよといふ形でやっているように思いますが、

それと兄の邦夫さんの言い分の経費（無茶苦茶ですが）と我々が考える生活費に大きな差があるので、こういいうバランスシートというのを出して生活を守っていかなければならなかなと思いました。

制度についてですが、税所さんの提案する生活支援の観点から成年後見の制度を見直すことが言われたのかなと、それから、ワーカーズコレクティブの枠組みの中で神奈川の事例が出ていましたが、今回税所さんも研究課題として認識されたように、障害者とその支援就労も、（我々は就労継続Bというのでやっているのでワーカーズコレクティブといえないことは無いわけで）併せて考えていかなければいけないのかということを

考えなければいけないなということを頂きました。最後に、成年後見人の報酬の出どころは、被後見人から出るべきですか？ということがあるかなと思いました。以上（司会者の特權で）まとめさせていただきました。（水土舎有志のハンドベルの演奏）

用促進計画で、先ほど佐藤弁護士さん

### 税所さん

が送られましたけれども、こういう

ハンドベル聞かせてもらいました。

ありがとうございました。

それが感じたのは、今の（ハンドベ

ル演奏者の）皆さんの表情を見ても、そもそも成年後見制度など大嫌いで、こんな制度はなくしてしまって撤廃してしまったほうがいいと言うように考へるわけです。今日私は、積極的に防衛のために信頼できる成年後

います。家庭裁判所で宮沢さんと話したときに、法は家庭に入らずといく暮らしている場所だということがうことを法律学の時に学んで言うわけですが、家庭裁判所というのはそもそもできたときに、もう少し「家庭裁判所でやる領域だね。」という広がりを持っていたものだと思うので、裁判所が今のような状態であるといふことも別に古来決まっていることではないので、税所さんの提案する枠組みの中で、どういう役割を担わなければいけないのかということを害学とか社会学の分野では成年後見というのは論外なのです。つまり、身体障害者の方がパトーナリズムを乗り越える形で地域に出て自分たちの自立生活運動を展開していく、そういう立場から考へると、成年後見のように代理権を自分以外の第三者に譲り渡すというのは、とてもじゃないけど認められない制度で、

見人を任意後見のような形で使っていったらどうかということを言いましたが、そのような意見は、社会学・障害学の人たちから見ると、なかなか受けられない意見だらうなと思ひます。成年後見制度はむしろ障害者権利条約に反していて撤廃したほうがいいという意見が社会学の世界では根強くあると「いうことをお伝えしておきたいと思います。

社会化という言葉で今日は私は、協議の場の社会化とか、生活支援の社会化と二つに絞ってお話ししましたが、費用の社会化というのも確かに重要なことだと思っていて、それがどうして私有財産の中から行われるのかというのは、制度設計の在り方を含めて本当は議論されなければいけない。民法の成年後見制度を使うという20年前の社会福祉基礎構造改革の時の急ぎ足で踏み込んでしまったことから始まるねじれがこのようない形で議論に上がつて来ているのだろうと思います。制度費用の社会化ということを考えなければいけない。

## 著書紹介

を専門とする民法

本論文の目的は、2000年に施行された成年後見制度というものが、どのように広がり、運用されてきたのか、そしてそれは人びとの生活にいかなる影響を与えるものであつたのか、

意見をいただきありがとうございました。特に成年後見の社会化で分析概念が送られてきたものに入つてました。が6つの分析概念の社会化についてこれからも現場の事例と経験に即して考えていくと思つています。今日はどうもありがとうございます。成年後見制度を社会学的な立場から分析していくにあたり、本研究では「成年後見の社会化」という言葉に着目する。「成年後見の社会化」とは、成年後見制度

い。それを考へるとヒントというのが一番始めにお話しした、判断能力が不十分だというのを医学モデルで個人の責任とするのではなくて、社会モデルで考へるとことだと思います。そう考へるとそれを社会の方で成年後見制度のような費用を社会の側で（保険形式とかで）賄つていくというのが議論になるはずです。そういうことを考へました。今日は皆さんとコミュニケーションが取れて大変有意義でした。どうもありがとうございました。

# 成年後見の社会学

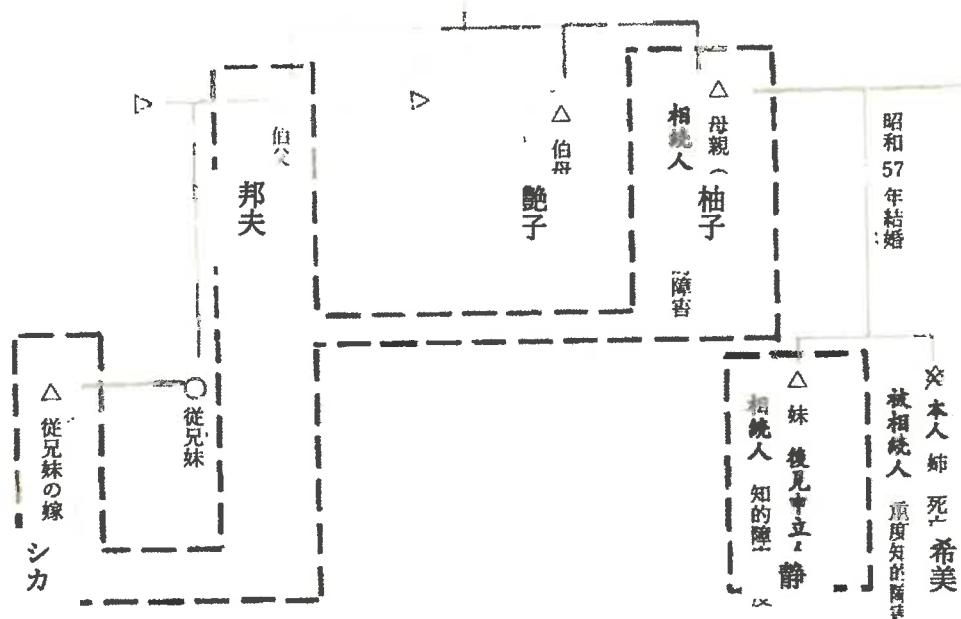
税所真也



**判断能力が不十分とされた個人と、社会はどのように向きあつていくのか**  
著者の原稿用 タイトル原稿用 税所真也 生活支援の問題を  
インクディー算術を通して分析し、結果報告の対象化概念を  
示します。

学者らによつて用いられた概念の一つであり、法学というひとつの学問的なパラダイムのなかで共有され、流布されてきた概念である。本論文では、こうした法学者らによって用いられた「社会化」概念を相対化し、事例にもとづいた経験的な分析を通して、オリジナルな分析概念としての成年後見の「社会化」概念を構成し、提示する。これにより、成年後見制度がどのような形で利用され、それが「社会化」と呼ばれているのか、あるいは成年後見制度を機能させるうえで、どのような「社会化」のかたちがありうるのか、という点を結論として導く。本論文は、序章と結論を含め、7章からなる。

ケース・スタディ。ある障がい者一家(両親と二人の娘、家族全員が知的障害者)の後見問題。金谷透



裁判所が描いた家族関係図。実際は申立てが受理された 21 年 2 月以降に母親は叔父の家に移った。  
 叔父、邦夫  
 徒妹の嫁、シカ  
 伯母、艶子  
 母親、柚子  
 父親、正直  
 妹、静(申立人)  
 本人、希美(故人)

これまでの正直&柚子夫妻と姉妹と兄邦夫家と水土舎の関わり

関係者 経過	希美(姉、本人、夭折)	静(妹、申立人)	柚子(母)	正直(亡父)	邦夫 (柚子兄)
	2020/11 死亡	知的軽度	知的中度	2021/2 逝去	そもそも姉妹の支援開始の最初から家族の誰からも、卒業校の先生の申し送りからも、その存在すら一切
	知的重度	養護学校高等部卒	養護学校中等部卒業。	知的軽度	知らされず、一切の言及なし。父母からもその存在について
	養護学校高等部卒	企業就職		養護学校中等部卒業。企業就労	は一切の報告がなかつた。 <u>何故なのか?</u>
	水土舎利用開始	水土舎 GH 利用開始			
	水土舎 GH 入居				
公的書類 処理。公的 機関との 折衝	家族の行政関連の書類の多く(全部ではないと思う)は両親から直接水土舎に送られてきた。行政的な書類の処理や行政との折衝については、2021年春まで(今回の事件前まで)は水土舎が行っていた。2月以降はこれまでの良好な関係は失われた(破壊された)。				
伯父邦夫 とその家 族,	今回の事案が起るまでは、その存在は柚子・正直夫妻からは一切知らされず、どんな時にも一言の言及もなかった。姉希美は一切の面識のないまま逝去、妹静は姉の死後に初めて会った。姉妹は存在すら知らなかった。何故なのか?				
病院とホ スピスの キーパー ソン。	希美の癌が発見されて以降の病院入院時とホスピスへの転院の際も、キーパーソンは本来身内がなるものだが、①居住地の AM 村 ON 村に身内はない、②母親も妹も知的障害者なので意思疎通に難がある、③父親は末期癌で入院中、④母親の強い希望がある、⑤希美がホスピス入院後に AB 市在住の柚子の実姉艶子と初めて会ったが、彼女からもお願いされた、従って金谷が対病院側との連絡折衝の一切を取り仕切るキーパーソンとなり、臨終まで付き添った。姉妹が水土舎に来て二十年間、一貫して母親からも誰からも兄の話は一切出なかった。				
伯父邦夫 と姉妹	姉の希美は、生前ついに伯父邦夫の存在を知らずに逝去。妹は父親の臨終の際に初めて伯父邦夫に会う。それまでは全く一面識もなかった。				

## 現場からの報告。ある知的障がい者一家の後見利用にまつわる時系列の沿ったメモ。

2000(平成 12)年 4 月 1 日、希美、養護学校高等部卒業。水土舎利用開始、18 歳。実家から通う。以降、一家の行政手続等は多くを親戚の人や水土舎が代行した。役所等から書類が配達されると直ぐに親戚の人や水土舎に回送されてきた。事務処理ももちろん水土舎が代行した。

2002(平成 14)年 12 月 1 日、水土舎のグループホーム(以下 GH)入居。以降亡くなるまで 18 年間を過ごす。最初は障害者基礎年金が無かったので、水土舎から借金して GH に入居、最高借金額 39 万 9 千円は年金支給以降 10 ヶ月で返済。以降は年金と工賃を積み立てて貯金は漸次増えていった。水土舎の約 20 年間、何度も 4 泊 5 日の長期旅行に参加し、台湾、韓国、北海道、九州、四国、山陰山陽、東北、北陸上高地などの他、登山、陸上競技会、野球大会など積極的に社会参加し、生活は楽しく充実していた。

2020 年 10 月 16 日入院、大腸癌発見さる。肝臓への転移も認められた。病名は転移性肝癌。

2020 年 10 月 30 日 (母親)柚子の卒業証明書が AM 村第一中学校より発行された。柚子支援のために、独居生活を切り上げ GH で生活することを念頭に、療育手帳、障害者年金、福祉医療の取得準備開始。

2020 年 11 月 6 日一時退院許可、(試験外泊、最後の社会生活を体験させるため?)、11 月 8 日帰院。緩和ケア病棟に移る。身内だけでは心もとないとの病院側の配慮で、異例ではあるが金谷を身内扱いとしてキーパーソンと定め、緊急連絡も金谷に集中させることになった。病院の書類にも本人または家族欄に金谷が署名した。金谷は 24 時間即応体制を取る。他の職員も手分けして手伝ってくれた。病院側からの様々な連絡や要請はすべて金谷に集中した。この期に及んでも、母親から兄の家族の存在に関しては一切言及が無かった。

2020 年 11 月 17 日朝 6 時、最後の息をし始めたという緊急連絡が病院から金谷にあった。予定していたタクシー会社三社が共に車の手配が不可だったので、金谷は母親と妹を乗せて病院に直行。7 時半頃着。病室内で希美に話しかけ、後顧の心配を払拭するため家族の安全と安穏な生活を約束して励ました。9 時 35 分、呼吸停止を目視確認、医師の診断時刻の 9 時 48 分が死亡時刻となった。享年 37 歳。神主さんや葬儀の手配も告別式の準備と手配等も一切はすべて金谷と水土舎で仕切った。兄の存在すら知らなかった。

2020 年 11 月 19 日、柚子の兄の邦夫と初めて会った、兄が柚子の後見の申立人となって申請手続の準備を始める。この時まで母柚子、父正直、も母柚子に兄がいることを我々に話さず、家族の生活全般に渡って支援してきた水土舎関係者は柚子には姉だけがいるものと思っていた。死亡した希美も妹の静も、この時点では母の兄の存在を全く知らず、もちろん面識などあるはずもなかった。

2020 年 11 月 20 日希美の葬儀。金谷は艶子には初見。兄と姉は柚子の水土舎の GH 入居を強く希望した。

2020 年 11 月 25 日、AM 村による柚子の身体障がいの認定調査、(知的障害は後日)。

2020 年 12 月 1 日、邦夫に柚子が万一実家で独居生活する場合でも、福祉サービスの利用により、独居でも生活できる旨を説明した。 \* 生活費について注 1、9 ページ以降

2021 年 1 月 18 日、柚子の療育手帳、交付さる。B1(知的障害中度)。IQ39(MA 7 歳程度)。支援区分 1。

2021年1月20日、故希美さん、納骨式(墓代80万円には大いに疑義あり)。

2021年1月22日、西毛病院医院長高木医師による家裁への後見制度の申立用診断書発行される。判断能力に

<p>短期間に回復する可能性</p> <p><input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い (特記事項)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 回復する可能性は低い</p>	<p><input type="checkbox"/> 分からない</p>
--	---	---------------------------------------

---

3 判断能力についての意見

契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

関する箇所には、4区分ある内の最下段、『支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない』にチェックが入っている。これは後に大学教員、弁護士、医師、福祉関係者などが参加した後見の社会化のシンポジウムの場で、高木医師は後見相当という意味であると証言している。

2021年1月29。母の兄邦夫と同姉艶子への手紙。前日、兄邦夫が後見申立書作成を別の司法書士に頼めないか、後見は本当に必要かと言い出す。**突然の彼の翻意と変節に戸惑う。** **今回の事案の発生**

2021年2月2日、貯金通帳を見せてもらった。余りに多くの使途不明のお金（領収書が見当たらない）が連続的に下ろされているので、不審に思い柚子に訊いてみた。兄貴（邦夫）がやっているので分からない、という返事だった。柚子の同意のうえで、通帳を預かるべく記名押印した書類を交わし、金谷が持ち帰った。

2021年2月4日、兄邦夫の息子の嫁・シカとが電話してきた。金谷は希美のお金を100万円下ろして葬儀に備えたが、何故かそれを知った邦夫、シカ、もう一人の男性（司法書士か行政書士？）が富岡警察に訴え出た。金谷は柚子に内緒で預かり証を作成し通帳を持って行ってしまった、と怒っていた（彼らは直ぐに柚子を連れ出して遺失届を提出し、通帳を再発行してしまった）。兄邦夫の翻意でペンディングになっていた後見の申立を、次女静を立ててON村内の別の司法書士に依頼する。

2021年2月4日、成年後見の被後見人の申立人として、司法書士氏と静が手続代理委任状を作成。

2021年2月8日、柚子の姉艶子から聞き取り。これは邦夫には秘密を条件に応じてくれた。

2021年2月初旬、**柚子の電話が勝手に解約されてしまい連絡不可**となる。兄邦夫等が柚子をON村の公証役場に連れていき、遺産分割協議書？又は信託契約？などを作成してしまった可能性がある。それをもって銀行を訪れたようだ。銀行では通帳の内容を開示してしまった。直後に銀行支店長は水土舎を訪れ金谷に報告

した。歯切れが悪かったが、早く後見の申立を行えという善意の言外の言はヒシと感じ取れた。

2021年2月14日、日曜日、邦夫とシカと柚子三名が、夜間支援員さんと世話人さんの不在となる午前中を狙って静の住むGHを訪れ、静を連れだす。蕎麦を奢ってもらったそうだ。その際、書類にサインや押印はしていない。静は叔父邦夫と従姉のシカから、『お母さん(柚子)と一緒にAM村の叔父(邦夫)さんの家で住まないか』、としつこく勧められた。静は怖くなり黙って答えなかつた。邦夫とシカは怖いので二度と会いたくないと思った(以上、静談)。

金谷の印象(殆ど確信に近い印象)では、この時すでに兄邦夫とシカらは静の勤め先からの給料と障害者基礎年金の詐取を射程に収めていたと思われる。

2021年2月18日、家裁で後見申立の申請が受理される。**後見課の説明ではこれは障害者虐待のケースだから、後見人は裁判所が弁護士に依頼する**、という話だった。以降、後見一本で話が進んだ。銀行の話では、受理書がなければ、通帳は渡さざるを得なかつたということだった。遺産分割協議書か何かの書類は捏造(相続権者の一人、静の署名押印はないので捏造だと思う、推測)されていたのだと推量できる。**後見、保佐、補助のうち、後見にチェックが入っていることに注目。**

高島家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません

(  後見  保佐  補助 ) 開始等申立

※該当するいずれかの部分の□にレ点(チェック)を付してください。

※ 収入印紙(申立費用)をここに貼ってください。

後見又は保佐開始のときは、800円分

保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分

保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分

【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。

収入印紙(登記費用) 2,400円分はここに貼らないでください

登記費用	円	
印紙費用	円	
押印手	円	
準印頭		関連事件番号 年(家)第

2021年、2月25日、午前中に叔父と名乗る男性(邦夫)が静の勤める会社に静を迎えて来たということだったが、金谷の許可がないと引き渡せないと、追い返したそうだ。午前、邦夫とシカ親子が静に会わせると水土舎に来た。静を寄こせ、故希美さんの通帳を寄こせと繰り返す。パトカー二台、私服警察の車二台が出動した。最終的に静と母親と水土舎職員と警察官が立ち会って、静に選択させた。静は怖いので水土舎を選んだ。このゴタゴタの最中、午後になって長く患っていた父親がAM村内の病院でご逝去。

2021年2月27日(土)、この夜から金谷の遠くの知り合いの家に静を託す。静は恐怖でGHに居られなくなつた。この秘密の潜伏は結局一か月続き、会社は全休した。(これ以降、静は何度か身を隠した)

2021年3月1日(月)、父親正直の葬儀。朝、GHの世話人さんから電話で、邦夫とシカが静を葬儀に連れて行くためGHに来ている、というので金谷が急行。静本人は怖いので参列しない、GHにも居ない、と伝えた。担当の神主さんから電話があり、事情が事情なので今回の葬儀代は要りません、という申し出があった。

ご高配に謝意を表す。これは片が付いたらお支払するように静に話し、静も納得した。

2021年3月初め、静の勤務先の運転手さんが、柚子が実家近くの道路の真ん中をフラフラと歩いているのを目撃、車が近づいてもよけなかったと金谷に通報があった。AM村及びON村の警察、AM村福祉課に連絡を入れた。警察が実家周辺をパトカーで巡回してくれた。それ以降、何度か同様の目撃証言があった。

2021年3月始め。県障害政策課へ邦夫とシカが金谷を訴えに行った。県からの通報では泣き落し、喚き、最後には裁判所に訴えると桐喝して帰ったそうだ。同じく県社協、警察、村役場にも同様の訴えがあったようだ。また、邦夫が艶子に盛んに委任状を書けと強訴してくるようだと関係筋から連絡があった。『金谷が希美の通帳を私して、正当な遺産相続人である母親(柚子)に引き渡すことを拒否している』という虚偽の話を捏造し、現在も希美の通帳の詐取を画策し続けている。真相は彼らの詐取から通行を守っているのだ。

2021年3月5日、裁判所より事務連絡。柚子の精神鑑定を行うことになった旨の連絡がある。

2021年3月初旬、裁判所より保管金提出書が提出されていないので、提出するようにという督促がある。しかし、これより前の3月11日に支払い済みであった。

2022年3月19日 柚子の生活拠点は、完全に邦夫とシカの住む兄邦夫家に移っていることが示唆されている。しかし、ここに重大な発言がある。近所の人たちの証言によると、柚子は昨年の12月まではちょくちょく実家に帰っていたようだ。兄の家にずっといるようになったのは今年に入ってからだそうだが、先日にも近所の人が実家の近所を散歩中に柚子に会った。かつての快活さは消え、幾分腰が曲がり、霸気がなく『もう兄のところには帰りたくない』と述懐していたそうだ。(詳しく調べる必要がある)

2021年3月26日、保険金受入手続添付書、裁判所提出用、及び必要事項を記入・署名・押印して提出して下さい、という督促が裁判所よりある。直ぐに提出。

2021年5月12日、静宛てにAM村より『扶養義務の履行について(照会)』が書面で送られてきた。邦夫やシカが柚子の生保取得の策動に走ろうとしている?まさかそこまではやらないだろう(顧問弁護士談)。

2021年5月16日、弁護士から電話。柚子の姉(艶子)のところに邦夫から連絡があった。『AM村役所から(生保関連の?)文書が届いたら、何も書かずに俺のところに送ってくれ』と言ってきたそうだ。話の中で兄邦夫は、『柚子がいっぱいお金を使うので困っている、多額のお金を立て替えている』と述懐していたそうだ。この時点で既に、柚子の架空の浪費譚を捏造し、後々請求しようという魂胆が読み取れる。

2021年5月17日、艶子宛てにAM村より扶養義務の履行について(照会)の書面が送られてきた。柚子の生保の申請を画策したようだ。AM村から金谷にも照会があり、彼女の財政状況を説明。年金、遺族年金などの収入があるので村役場の担当者に生保の申請は不要である旨伝えた。**(参考:当該年5月の二か月分の試算。柚子年金21,884円、正直国民厚生年金285,846円、同じく年金11,030円、合計318,760円。)**

2021年5月19日、裁判所より、柚子の財産状況につき静宛てで質問があった。すべて領収書を添付して45ページの長い回答書を送付する。一円一銭たりとも遗漏なく報告されている。またこの日、邦夫とシカが自分の財産を調べられるのを潔しとせず、この生保申請を取り下げた(村職談)そうだ。

2021年5月21日、柚子名で内容証明付きの通知書が送られてきた。連絡先はシカとなっていた。『5月31日をもって静のGHを解約する。静本人は了解済み』と謳っているが全くの虚偽である。『まあ、よく言うよ』という呆れた感想しかない。『5月31日に迎えに行く』と記述してあった。31日前に静、恐怖で潜伏。

2021年5月31日、邦夫親娘が水土舎事務所に乗り込む。退去を促したがシカは執拗に食い下り、例によって終始スマホで我々の発言や様子を記録していた。この日を前に静は両者を恐れて再度身を隠した。

2021年6月4日、またも柚子名義で静のGH解約についての内容証明が送られてきた。顧問弁護士に委細を託す。弁護士名で回答する。金谷はON村の警察署と福祉課に通報した。指定された16日にはON村警察や私服刑事が二名来た。内々に我々を心配して保護してくれたのか？静はこの日前後も身を隠した。警察は身辺警護の必要から執拗に隠れ場所を教えてくれと迫ってきたが、これだけは教えなかった。

2021年6月30日、裁判所から精神鑑定の決定通知があった。7月30日までに書面をもって報告すること、と記載されていたが、実際には10月末日に漸く鑑定の結果が出た。鑑定料12万円は既に3月11日に支払っていた。どうなっているんだ？

なぜ、2月18日の時点で、後見課は「これは障害者の経済的搾取の事例なので後見人は弁護士が相当だ」といながら、裁判所側は彼らの術策に嵌つようすべてが後手後手になった。我々が待たされ続けた間にも邦夫親子の策動は続き、静や我々は彼らの脅威に曝され続けなければならなかつた。全く不可解。

2021年7月29日、8月14日の新盆供養のお知らせが柚子名で静宛てに届く。出席の意思なし。静は何度目かの潜伏をした。艶子(柚子姉)も口実を作つて行かない、と言っていた。皆怖いのだ。

2021年9月8日。前日、水土舎の顧問弁護士が邦夫方のH弁護士と会った。その際、H氏は、①金谷は柚子を利用して利用料を稼ぐ算段だ\*生活費について注1参照、②H弁護士に一時預け、審判が下りたら返却する、③静は隠れて柚子に会いに行っている、という糾問と提案と捏造話があったそうだ。邦夫とシカの差し金であることは明白。弁護士というのは(ゼニのためなら?)悪人の走狗にもなるのかなあ？  
① 水土舎のGHは安価、広い、キレイで知られている。37,500円で部屋代、共益費、食事代(平日二食、休日三食)が含まれる。また、金銭管理料などの様々な徴収金はゼロ、非常に安価である。②根拠無し、論外。③虚偽。静は柚子の住んでいる邦夫家の場所さえ知らない。叔父たちには怖くて会えない。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とします(弁護士法1条1項)。弁護士は、社会で生活するみなさんの「事件」や「紛争」について、法律の専門家として適切な予防方法や対処方法、解決策をアドバイスする「社会生活上の医師」なのです。弁護士が胸につけている記章の外側のひまわりは自由と正義を、中央のはかりは公正と平等を追い求めることを表しています。病気の予防が大事なのと同じように、社会生活での争いごとを未然に防ぐ活動は、弁護士の重要な役割の一つです。

2021年11月12日、柚子名義の静宛て内容証明。故希美一周忌の墓参の通知。出席意思なし。理由、怖い。艶子も体調不良で(を理由に?)出席しなかったそうだ。

2021年11月初旬、鑑定書が作成される(10月31日付け)。締切より三か月遅れ。この間の柚子の不合理不必要な散財は誰かの教唆によるものか、これまでの柚子の儉しい生活からは考えられない散財だ。

2021年11月17日、故希美の一周年忌。現状では故希美の(強欲な?)伯父邦夫とシカが故希美の財産を詐取しようと狙っており、それに裁判所は効果的な対応策を示すことが出来ず、ずっと腰碎け状態のままだが、それをいいことに彼らは柚子(正統な唯一の相続人)を半ば洗脳し、半ば隸従させて徹底的に柚子に遺された希美さんの遺産を篡奪しようとあからさまに画策している、と思われる。

彼らには指南役として誰かがいる。全体構図を呑み込めていないH弁護士は彼らの言い分を信じているのか?故希美的墓は邦夫家の敷地内に作られてしまった(親切ごかして土地を提供してくれたが、墓代80万円には疑義あり、隣の全く同形の墓は半値であったと仄聞した)ので、墓参もできない。午前中、又も邦夫とシカが事務所に乗り込んでくる。警察に家宅侵入で通報する。邦夫とシカ親子退散。

2021年12月8日、審判下りる。何とこの段階で保佐に格下げされる!!。これで結論から言えば柚子は彼らが介入してきた2021年当初から、審判が延びに延びとなつた分、金谷が懸念していたように、より多くの請求書がどっさり舞い込むという予想は現実となり、今後も彼らの柚子搾取の構造には本質的に手が着かないだろうと思う。予想される諸々の請求について、領収書などの精査はしてもらえるのか?怪しい。

#### インターミッション 「私は無罪を確信しながら死刑判決を書いた」 ~~袴田事件~~

2007年、静岡地裁での第一審主任判事だった熊本典道氏が、記者会見で大変なことを告白。実は無罪の心証を持っていて、三百頁以上の無罪判決文が準備できていた。が、担当裁判官の最終合議の多数決で敗れ(2対1)、しかも信念に反する死刑判決を自分が書くはめになったというのです。そして、衆議院議員会館で「死刑廃止を推進する議員連盟」の院内集会に参加。元担当判事として袴田巖さんの無実を訴えたのです。前代未聞のニュースに、裁判関係者、報道関係者ばかりか日本列島に衝撃が走りました。国内から世界に衝撃が伝播、袴田事件に注目が集まりました。

さらに熊本氏は、再審を求める陳述書を最高裁に提出したのです。

これまで金谷は折に触れ上記のシステムとしての詐取構造への懸念を主張してきたが、一縷の望みは後見が付けば彼らも旨味がなくなるから柚子はポイ捨てされるだろう。そうすれば搾取や隸従を強いられることなく、柚子は水土舎で楽しく充実した日常を送ることになる、と考えていた。だから、審判が下りた時の請求書の山は仕方ない、諦めよう、と考えていた。彼らは、邦夫がかつて囁いたように、柚子が金食い虫だ、散財家だ、と捏造話を主張するにきまっている。それを調査報告書や同意書は追認しているのだ。

『相手にも弁護士がついています、そこまではやらないでしょう』、という顧問弁護士の意見を何度も聞いていているが、それはまったくの安直な性善説を前提にした楽観論であったことが明らかとなった。

厳正中立な立場で公正な判決を下す裁判官は、刑事訴訟や民事訴訟などで両当事者の主張を聞いて真相を明らかにし、公正な判決を下す。特に刑事訴訟では、裁判官の判決は当事者の将来を大きく左右し、時には人命にもかかるだけに、法廷に提出された様々な証拠を慎重に調べ、徹底的に真相を究明し、法に照らして正しい判決を下さなければならない。小学生用に作成されたパンフより

裁判官は邦夫・シカの悪意を読みず、逆に我々を悪者扱いにする邦夫とシカにすり寄っている。裁判官は法律を盾にして、本来なら相続権のない守銭奴たちが画策する搾取システムを一部温存した保佐という格下げを断行した。我々側の司法書士や弁護士が、これほど悪質な事例は初めてです、という程のレアケース。警察、村や県、その他の関係者もすべてお見通しのこの単純な相続金詐取事件の片棒を、この裁判官は担いでいる。邪惡な心性を持たない市井の常識人だったら、柚子に全額相続させて終わるはずなのに、遵法の精

神に背馳した者たちが漁夫の利を得る結果となってしまった審判に、恥ずかしさを感じないのだろうか。

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所で取り扱っている家事事件、少年事件などについて、調査を行うのが主な仕事です(裁判所法第61条の2)。家庭裁判所調査官とは 調査において人と深く関わり、相手の言葉や心情に耳を傾け、問題の原因を明らかにします。未来を見据えた解決や更生に向けた意見を示したり、働き掛けを行ったりするなど、家庭裁判所の中で重要な役割を果たしています。

家庭裁判所調査官は、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りのため、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知識や技法を活用して調査活動などを行う家庭裁判所の職員です。

柚子は詐取され、しゃぶりつくされ、捨てられる。障害者の経済的虐待の事例だ、と言った後見課はこの名状し難い裁判官の前に平服し、沈黙するのみなのか。法の名のもとに不正義が行われている。これで良いのか? 気の利いた子供に裁判してもらった方が余ほど良かった。制度と法が守るべき財産も身上も逆の方向にペクトルが動いた事例だ。策動を裏で支えた法律家たち同様、裁判官と後見課は恥を知るべきだ。

2022年1月7日、同意書発行さる。同1月13日調査報告書発行さる。裁判官はグルなのか?

柚子本人が邦夫に借金している旨の発言をしている。柚子本人の生活費に 10万円? 7万円。35万円、次々と請求が並ぶ。こんな虚偽紛いがまかり通るのか。保佐の弁護士は『根拠を示せ、請求書、領収書を提示せよ』と問わないのだろうか。内容の精査はないのか? 柚子は守銭奴にしゃぶり取られ、彼らの邪悪な行いを裁判所が後押しする、このような詐取構造の温存が本当に正義なのか? 知的障害はあるけれど、人に後ろ指を刺されることのない全うな生活を送ってきた家族が不憫でならない。怒りで憤死しそうだ。

2022年2月21日、1月28日がデッドラインだった保佐人が、一か月遅れで漸く選任された。この遅滞も異例だったようだ。すべてが遅きに失した感無きにしも非ずだ。非常に虚しい、正義は不正義に汚染された。

#### 裁判官は人を裁く重圧に負けない精神力が大切

法廷での判決は人の運命を左右する。したがって、裁判官は常に公明正大で、冷静な判断力を持ち、他人の意見や外部からの圧力に惑わされない精神的な強さを備えていなければならない。また、正しい判決を下すためには、日ごろから法律の研究や判例の分析を行うなど、仕事に対する熱意を保ち続けることが必要だ。裁判官は精神的な強さと高い見識を兼ね備えていなくては務まらない。

2022年3月4日。Zoomによるシンポジウム『現場の事例から成年後見の社会化を考える』開催。税所真也 東京大学教員、高木博敬西毛病院院長、宮澤哲哉顧問弁護士、金谷透(社福)上州水土舎理事長、赤岩順二(水土舎職員大学教員、)。弁護士、行政、福祉関係などの関係者がZoomで広く参加した。いずれ水土舎の機関誌『無何有郷臨時増刊』で概要を報告すべく準備中である。

2022年3月19日。柚子の近所に住む住人から重大発言あり。その人の発言の要旨。ご主人が二三日前に近所を散歩していたら柚子の家の近くで柚子に会った。多少腰が曲がってしまい、いつもよりは言葉少なだなと感じた。柚子は、もうあすこ(邦夫の家)には帰りたくない、と言っていた。更に、彼は、柚子は昨年の12月頃までは良く帰ってきていたようですよ、ずっと行きつきりになったのは、今年になってからだと思いますよ、とも言っていた。推定の域を出ないが、我々は柚子がずっと邦夫氏に『拉致軟禁』状態であったと思っていた。しかし、それは誤りだったようだ。詳しく調べる要がある。

2022年3月19日。この事案に関心を寄せている関係者から連絡があり、雑談の中で彼は重要な指摘を行った。保佐人は、邦夫氏側の虚偽の発言や、請求書の不備や、詐取が証明されるような場合は刑事告発も視野に入れるべきではないのか、それは保佐人の職務の範疇に入っているのではないか、ということだ。なるほど傾聴に値する、独自に調べてみる必要があると思った。顧問弁護士は何も言わなかった。

2022年3月31日 保佐人の弁護士さんと最初の顔合わせ。顧問弁護士、水土舎の職員で大学講師同席。別紙参照。預かっていた現預金(現金はゼロ、預金通帳二通、定期預金一通)をすべて預け、肩の荷を下ろす。

2022年4月8日 保佐人(弁護士)から連絡があった。土地は昭和35年に正直さん(故人、柚子の夫)の単独名義となっている。建物は昭和53年に初太郎氏(正直さんの兄、故人)と正直さんとが半々所有していたが、平成14年に正直さんが初太郎さん分を相続し、以降は正直さんの単独名義である。

2022年4月27日 静の勤務先の工場長さんからの情報。静のお母さんが執拗に電話で連絡してきた。『静に会わせろ、話をさせろ』と強く主張してきた。何度も連絡してくるので一度だけ電話口に出させた。何を話していたのかは分からない。静を取り込んで、今度は彼女の財産を狙おうとしている邦夫とシカの黒い深謀遠慮を代弁したのではないか。工場長には『邦夫たちの影がちらついている間は絶対に会わせないで下さい。』とお願いした。彼らのあからさまな守銭奴振りは、保佐人が決まり、彼らがもう柚子を邦夫家に拉致監禁状態で留め置くことに利あらずと判断して家に帰した後も、いささかも衰えていない。この間、柚子は金谷が希美のお金を隠匿している、というでっち上げを邦夫によって信じ込まされていたようだ。驚いたが、これは柚子と仲の良い住人が直接柚子から聞いた話だ。彼らに渡していたら乱費されてしまったはずだ。

保佐人に上記を報告、いくつかの情報を得る。保佐人から邦夫家に毎月10万円の生活支援費(名目は何なのだろう、調査報告書には『本人の生活費として10万円』とあるが、裁判所は内容を精査していないはずだ)を支払うことになっているそうだ。10万円もかかるわけがないのに、様々な名目でふんだくっていくのだろう。つくづくこの審判を担当した裁判官が結果的に詐取構造の温存を手助けしてしまった不適切極まりない判断(保佐への格下げ)の不明性と不当性に憤りを覚えずにはいられない。裁判官と邦夫一派の指南役との間に暗々裏の妥協点の探り合いや内通などありようがないと思うが。

今更ながら裁判官の突然の保佐への“格下げ”が不思議でならない。関わった司法書士さんや弁護士さんが彼ら守銭奴たちのあからさまな詐取の目論みを異口同音に『こんな悪質なやり方は見たこともない』と指摘するのに、恐れながら裁判官はこれを見抜けないほどのウツケなのか。この構図が見えていないはこの裁判官だけだ。邦夫一派の勢いに負けたのか?邦夫一派が生活支援など全くやる気がないのは明白で、彼らは単に柚子からお金をむしり取るのが目的で関わっている寄生虫に過ぎない。生活費10万円など絵空事だが、保佐人の言う『試算したら7万円ほど』という話も内容が詳らかにされない限り得心が行かない。

ウチのGHの住人の生活費は、食費、共益費、家賃で月に37,500円。食費と共益費(水光熱費、消耗品費等)に限定すれば34,000円である。柚子は買い物やその他の用事で外出する際の車代は、福祉法人の運営するサポートHを使えばただ同然だ。彼らが家の掃除や洗濯を手伝ってくれるわけがなく、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)などは村の社協等で行っている日常生活支援事業を有効活用でき、しかも彼らよりもよほどしっかりと仕事をしてくれる。また、包括支援センターに連絡すればヘルパーさんの派遣を受けることも可能かもしれない。

このようなことは村の福祉課、包括支援センター、相談支援事業所などに相談すれば様々なメニューを提示してくれるだけでなく、無料或いは格安で生活支援や付添支援などのサービスを利用できる。保佐人の身上監護の内容は、医療、住居の確保、施設の入退所及び処遇の監視・異議申立て等、介護・生活維持、教育・リハビリ等々に関する事項のうち、法律行為に関わることを扱い、現場の実際の支援行為は各関係機関に委任することができる。保佐人の身上監護は、それら委任した各機関をしっかりとスーパーバイズしてくれば足りる。具体的には相談支援事業所に電話一本でOKだ。そしてその現場支援は以下の関係機関に委任すれば、邦夫たちより遙かに心を込めて上手くやってくれることは火を見るより明らかである。然らば、邦夫たちに月々に渡す10万円の内容と意味は奈辺にあるのか、先ずは裁判官と保佐人に問いたい。ご主人のご逝去に伴う土地や建物の相続も全部邦夫名義に書き換えられてしまうのだろう、、、か。静も相続権があるはずだが、その辺りも彼らは視野に入れているのだろう。

**移動支援、同行援護**、買い物、病院、行政手続き等、娯楽鑑賞、(水土舎でも移動支援事業は行っている)。

ステップ1、相談支援事業所に相談し、利用のための受給者証を発行してもらう。

ステップ2、移動支援センター(例えばサポートH)を利用する。おそらく低料金が無料

銀行手続き(日常生活支援センター) (水土舎にも相談支援事業所がありサポート可)

ステップ3、AM村社協に電話して、銀行に行くことやその他の支援を依頼する。入出金その他の手続を代行してくれる。

[https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien\\_2.pdf](https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien_2.pdf) (全社協HPから)

### 3. 日常生活自立支援事業の対象と援助内容

#### 援助の内容

#### 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

#### 日常的金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預入の預け入れの手続き

#### 書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
  - ② 預貯金の通帳
  - ③ 権利証
  - ④ 契約書類
  - ⑤ 保険証書
  - ⑥ 実印・銀行印
  - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)



定期的な訪問による生活変化の察知  
△見守り△



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。  
(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

邦夫たちの行う邪悪な詐欺紛いの生活支援などは問題外である。保佐人の7万円という根拠も公共、準公共の福祉サービスなどを加味すれば現実性に乏しいように思えるが、あの裁判官が10万円という額を提示したのであれば、裁判官氏は重ね重ね自分の不明と不徳を恥じねばならないはずだ。裁判官も他の公職にある人間の多くがそうであるように、堅牢な無謬性神話で武装しているので、反省や自省の回路は持っていないだろう。裁判官のいい加減な審判で柚子だけでなく静も大変な痛苦を負わされている。後見から保佐に『格

下げ』してしまった審判の間違いを裁判官は直視すべきだ。

余談だが、もしかすると正直の実兄(故人)が動産・不動産の一切合切、墓の土地まで詐取されてしまった事案も、今回のような指南役が画策したのだろうか?正直の兄の奥さんに対する罪が帰せられ、『あの人は〇〇人だ、悪人だよ』という古典的な間違ったステレオタイプが利用され、喧伝され、彼女は罪一切の責を負わされているが、納得がいかない。法的な手続きに精通していない素人が一人で出来る話ではない。

2022年5月1日 保佐人様ご机下

お世話になります。私はこの事件の経過を折節に日記風に綴っています。先日の保佐人さんからのお話を受けて、ここに提示したような長ったらしい報告となっていました。静の勤務先への母親柚子の電話の背後に指南役の黒い思惑が見え隠れします。それから裁判官の言う10万円ですが、邦夫たちの言い分を全面受容した額だと思われます。なぜこの裁判官は邦夫たちからの言い分は聴き、我々には何の聴取も行わないのでしょうか。彼らには顧問弁護士はいないと思いますが、要所要所では弁護士が出てきます。彼と指南役(司法書士?等)は裁判所と(密接に?)連絡を取りあってきたようですが、我々は裁判官と直接にはまったく接触がありませんし、顧問弁護士もそのような機会を用意しませんでした。できなかつたのでしょうか。裁判官や家裁調査官は一方だけからの聴取で判断を下す、などという軽率な行動は取らないはずですが如何でしょうか。

私は強訴する代わりに、裁判所には手紙で様々訴えてきました。その大部分が無視され捨て置かれてきたと思っています。書記官は『裁判官は全部読んでいる』と言っていましたが、信じられません。裁判官は最初から最後まで邦夫たちのペースに巻き込まれていた、だから後見ということですべて進めてきた事案を、『保佐相当』という文言も理由もなく、土壇場で保佐に格下げしてしまったのだと思っています。

@@@@@@@@@

\*注1。2020年12月1日、兄邦夫(変節前)への手紙に、低廉で利用しうる福祉サービスを列挙した。

- ①後見人を立てて司法書士などの法律家に財産保全と身上監護を依頼する。家庭裁判所が後ろ盾になってくれるので安心です。これは兄邦夫のご協力(まだ協力者だった)もあり、すでに開始されています。
- ②日常的な生活支援としてAM村社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業を使う。特に、4番と5番は有効です。

日常生活支援事業の援助の内容(厚生労働省のホームページから)

本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。

- 1、福祉サービスの利用援助
- 2、苦情解決制度の利用援助
- 3、住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等  
上記に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。
- 4、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- 5、定期的な訪問による生活変化の察知

- ③市の包括支援センターに相談して、ヘルパーさんの派遣などが検討できないか。(これは福祉課のPさんが調べてくれています。)
- ④12月23日の県の判定で、知的レベル如何では福祉医療受給者証が交付されました。これがあれば医療費は歯科を含め無料となります。手帳は交付されます。
- ⑤障がい者支援区分認定調査に必要な意見書を医師に作成してもらわなければなりません。SM病院の医師に依頼しましたが、検討中です。一回だけの面談で意見書を作成するという荒業を使いたくないというのが医師の本音です。我々もこの意志の意見を完全に承認できます。
- ⑥移動支援事業所サポートH(電話000000000、AM村原宿1)が無料または低額で買い物支援や余暇-支援を

行ってくれています。使い勝手がいいのでぜひ買い物などに利用するよう話しておいてください。障がい者手帳があれば問題ありません。事前予約は必要です。

以上、これから必要な大体の概要を示しました。日常生活のサポート体制を整備することが難問だと思います。特に食事や病気通院や日常的なこまごまとした買い物など、心配な面もあります。

@@@@@@@

**参考：**グループホーム利用の生活費は以下のようです。しかも、施設から工賃が支払われますから収支は常に黒字、貯金もでき生活は楽しく充実します。彼らが固執する柚子の邦夫の家の生活で、なぜに10万円?

**水土舎グループホームの料金(利用者生活費) 月額利用料 37,500 円 (県からの家賃補助あり)**

家賃	実費負担額 3,500 円 (月額 13,500 円だが県からの家賃補助有り)
光熱水費	月額 14,500 円 ※共用分、居室分を含みます。 ※日用品費としてご負担いただくもの ・居間で共用するティッシュペーパー等
日用品費	・浴室等で共用する石けん類、新聞、キッチン用品、洗剤、掃除用品、ブラシ、常備薬、ポリ袋、トイレットペーパー、その他生活必需品等々 ※毎月定額をお支払いいただきますが、一年ごとに精算します。
食材料費	月額 19,500 円 ※平日は朝食・夕食。休日は朝、昼、夕の三食。 ※毎月定額をお支払いいただきますが、一年ごとに精算します。 ※利用者の希希美により平日に昼食を摂る場合は、別途実費をいただきます。
行政手続き代行費、送迎等	行政手続き支援は無料。ただし、コピーライタ等の費用は実費をいただきます。送迎(通所、通院、通勤(AM 村にも送迎しています)、買い物代行等 無料です。
記録等複写サービス	複写1枚につき 実費 円(これまでサービスの実績はありますが、徴収実績はありません)。
支援体制	世話人、夜間支援員、医療スタッフ(看護師)、医療機関と嘱託契約。

お歳暮の季節です。各種ハムソーセージ、ローストビーフ、新米、ジャムセット、平飼有精卵など各種揃っています。同封のお申込み用 FAX 用紙、メール、電話等でお申し込みください。



群馬県富岡市の工場から直送します。

# 赤城屋

AKAGIYA

## 群馬県産の豚肉を使用した ドイツ伝統のハム・ソーセージ

赤城屋の商品は食品添加物の亜硝酸塩(発色剤)を使用せず、ドイツ製の野菜エキスで発色させています(一部商品を除く)。また、保存料・着色料の添加物も使用していません。基本的に肉と香辛料のみの商品です。



A メルヘンセット ¥ 3,675  
カレーヴルスト、シュワインツブルスト、フランクフルター、  
テブレツィーナ、ウンターシャーレ (ハム1種、ソーセージ4種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.0kg)



B リルケセット ¥ 3,990  
シュワインツブルスト、レーゲンス、アンスバッハ、コッホサラミ、  
カスラスライス (ハム1種、ソーセージ4種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.2kg)



C バイエルンセット ¥ 4,200  
ゲルブルスト、リオナー、テブレツィーナ、レーゲンス、  
カスラスライス (ハム1種、ソーセージ4種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.3kg)



D ゲーテセット ¥ 4,200  
ミュンヘナー、カレー、シュワインツブルスト、フランクフルター、  
テブレツィーナ、レーゲンス (ソーセージ6種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.4kg)



E シヤトールージュ ¥ 5,250  
カスラ、肩ロース、熟成ベーコン (ブロック3種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.2kg)



F カルトエッセン ¥ 5,250  
ツツツガーター・ケーゼ(ブロック)、ケルブルスト、コッホサラミ、  
ウンターシャーレスライス、カスラスライス、生ハム1種(シンケン  
シュベック) (ハムスライス2種、生ハム1種、ケーゼブロッケ1種、  
ソーセージ2種) フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.5kg)



G ローレライセット ¥ 6,300  
カスラ(ブロック)、肩ロース(ブロック)、ゲルブルスト、リオナー、  
アンスバッハ、ツンゲンハステー、アウグスブルガーローラー、  
生ハム(ラックスシケン) (計7種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.8kg)



H ミュンヘンセット ¥ 7,350  
カスラ(ブロック)、ニュールンベルガー、アルベンシュベック(ベー  
コンブロック)、ボリニイッシュ、熟成カスラ、コッホサラミ、生ハム  
1種(ラックスシケン) (計7種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.8kg)



I ホームパーティーセット ¥ 10,500  
カスラ(ブロック)、肩ロース(ブロック)、ゲルブルスト、リオナー、  
アンスバッハ、ツツツガーター・ケーゼ(スライス)、ツンゲンハス  
テー、ミュンヘナー、フランクフルター、テブレツィーナ、生ハム2種  
(計12種) フランス産種入マスタード90g (総重量:約2.7kg)



J 期間限定 お徳用セット ¥ 3,150  
シュワインツブルスト、フランクフルター、テブレツィーナ、  
ツツツガーター・ケーゼ、ウンターシャーレ、  
(ハム2種、ソーセージ3種) フランス産種入マスタード90g  
(総重量:約770g)

### 単品

- カスラ(ロースハム)スライス 200g ¥ 1,260
- ツツツガーター・ケーゼ(ミートローフ) 200g ¥ 1,008
- フランクフルター(ソーセージ) 150g ¥ 630
- シュワインツブルスト(ソーセージ) 170g ¥ 802

上記価格に別途消費税がかかります。



社会福祉法人上州水土舎のホームページをリニューアルしました。新しいURLは左記のとおりです。

<https://suidosha.jp/>

ブックマーク登録されている方はお手数ですがURLの変更をお願いいたします。なお、以前のURLからも新しいホームページにいけます。

今後とも宜しくお願ひ申し上げます。

### ある統計

世界のコロナ感染者累計:

634,984,017人(世界人口の8%)、

うち死者: 6,609,695人、死亡率は

1.05%。

アメリカの感染者数累計:

97,995,355人、うち死者 1,074,484

人、死亡率は 1.1%

日本の感染者累計は 23,134,961人

(日本人の 18.4%)、うち死者 47,618

人、死亡率は 0.2%

例年のインフルエンザの感染者数は、

国内で推定約 1000 万人いると謂われています。国内で年間のインフルエンザによる死亡数は 3575(2019 年)～3325(2018 年)人でした。また、直接・間接にインフルエンザの流行によって生じた死亡を推計する超過死亡概念というものがあり、この計算法によるとインフルエンザによる年間死者数は、世界で約 25 ～ 50 万人、日本で約 1 万人と推計されています。(厚労省の統計から)。これにより、日本のインフルエンザの死亡率は約 0.01% であることが分かります。

多くの人は、コロナを死に至る感染症と恐れていますが、日本におけるコロナの死亡率は平均でインフルエンザの一倍です。更に、下記の厚労省の統計から分かることですが、60 歳未満の重症化率は 0.03%、60 歳以上の重症化率は 2.49%、致死率は 0.01%、60 歳以上の致死率は 1.99% です。

いるのか、そこが分かりません。若い皆さんがそれほど極端に恐れる理由はありません。

\*\*\*\*\*

『統計でウソを吐く法』というロングセラーがある。統計なんて数字の切り取り方とか処理の仕方でいくらでも嘘を吐ける、と嘯く「仁」がいる。

その書の宣伝に曰く、統計が読み書きの能力と同じぐらいい必要になつてゐる現在、「統計でだまされない」ためには、まず「統計でだます方法」を知る」とが必要だ。他方、統計は嘘を吐かないが、嘘を吐く人は統計を用いる、という警句もある。「」留意を。

## 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの重症化率等について

	重症化率 (注1)		(参考) 致死率 (注1)	
	60歳未満	60歳以上	60歳未満	60歳以上
新型コロナ・オミクロン株流行期 (注3, 4)	0.03%	2.49%	0.01%	1.99%
新型コロナ・デルタ株流行期 (注3)	0.56%	5.0 %	0.08%	2.5 %
季節性インフルエンザ (注3)	0.03%	0.79%	0.01%	0.55%

編集・知的障害者授産施設水土舎

編集人・代表 金谷透

印刷・水土舎印刷室(無断転載禁止)

発行・特定非営利活動法人障害者

団体定期刊行物協会

東京都世田谷区祖師谷三の一の十七

の一〇二一 部五五、年間購読料四百

円(送料込)